

<h1>名古屋市公報</h1>	令和元年10月24日	第25号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
条 例		
○ 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例 (市経・市民活動推進センター)	(第25号)	6
○ 名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例 (市経・住民課)	(第26号)	8
○ 名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例 (住都・総務課)	(第27号)	9
○ 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例 (住都・総務課)	(第28号)	12
規 則		
○ 名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課)	(第49号)	15
告 示		
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正 (財政・税制課)	(第313号)	19
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課)	(第314号)	20
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課)	(第315号)	24
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク世界の熱帯果樹温室の無料公開について (緑土・都市農業課)	(第316号)	29
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課)	(第317号)	30
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第318号)	31
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について (消防・総務課)	(第319号)	33
○ 指定管理者の指定 (市経・地域振興課)	(第320号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第321号)	35
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第322号)	36

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第323号)	37
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第324号)	39
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止	(健福・保護課)	(第325号)	46
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開	(健福・保護課)	(第326号)	47
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第327号)	48
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課)	(第328号)	63

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改正する規則		(第5号)	69
--------------------------------------	--	-------	----

名 教 委 教 訓 令

○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正		(第2号)	71
--------------------------------	--	-------	----

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始		(第6号)	72
----------------------	--	-------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部改正		(第12号)	74
-----------------------------	--	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		75
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		77
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		79
○ 令和元年度名古屋市職員第 1類採用試験公告	(人事・任用課)		81
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)		90

雑 報

○ 職員の懲戒処分	(消防・消防課)		91
-----------	----------	--	----

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例（第25号）
 - 1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 314条の 7第 1項第 4号の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、規定の整理を行います。
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例（第26号）
 - 1 改正内容

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 4条関係）
 - 2 施行期日

令和元年11月 5日から施行します。

- 名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例（第27号）
 - 1 改正内容
 - (1) 市営住宅及び定住促進住宅の入居の手続に関して規定の整備を行います。
 - (2) 市営住宅を模様替した入居者に対して課する原状回復義務の緩和措置に関して規定の整備を行います。
 - 2 施行期日

令和 2年 4月 1日（入居手続等に関する規定は公布の日）から施行します。

- 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例（第28号）

- 1 改正内容

- (1) 市街地再開発審査会の委員について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行います。（第 8条及び第 9条関係）
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条から第 7条関係）
- (3) その他規定の整理を行います。

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第49号）

- 1 改正内容

- (1) 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）及び名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号）の一部改正に伴い、市営住宅及び定住促進住宅の入居の手続に関して規定の整備を行います。
- (2) 市営住宅を模様替した入居者に対して課する原状回復義務の緩和措置に関して規定の整備を行います。
- (3) 市営住宅に付随する駐車場の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正します。
- (4) その他規定の整理を行います。

- 2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は令和元年12月 1日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

- 名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改正する規則（第 5号）
 - 1 改正内容
名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会の設置に伴い、規定の整備を行います。
 - 2 施行期日
令和元年11月 1日から施行します。
-

名教委教訓令のあらまし

- 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 2号）
 - 1 改正内容
名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会の設置に伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）
 - 2 施行期日
令和元年11月 1日から施行します。

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第25号

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成28年名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

特定非営利活動法人名古屋ろう 国際センター	名古屋市西区城西三丁目21番8号
--------------------------	------------------

を

」

「

特定非営利活動法人名古屋ろう 国際センター	名古屋市千種区振甫町2丁目32番地
--------------------------	-------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第26号

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

名古屋市印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第5号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。）が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を、「に通称」の次に「（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。）」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第27号

名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

(名古屋市営住宅条例の一部改正)

第1条 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「次の各号に掲げる手続を」を「第16条の規定による敷金を納付し、かつ、契約書を市長に提出」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「同項各号に掲げる」を「同項の」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に、「第1項各号」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項各号に掲げる」を「第1項の」に改め、同項を同条第4項とする。

第20条第1項第3号ただし書中「その原状回復又は撤去が容易であり、かつ、入居者が自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件として市長の承認を得たとき」を「原状回復又は撤去が容易であって、次のいずれかに該

当する場合」に改め、同号に次のように加える。

ア 入居者が自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件として市長の承認を得た場合（イに掲げる場合を除く。）

イ 造作の買取りを請求しないことを条件として市長の承認を得た場合（入居者の利便性の向上に資するものとして規則で定める模様替に限る。）

第33条第2項中「模様替」の次に「（入居者の利便性の向上に資するものとして規則で定める模様替を除く。）」を加える。

（名古屋市定住促進住宅条例の一部改正）

第2条 名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次の各号に掲げる手続を」を「第12条の2の規定による敷金を納付し、かつ、契約書を市長に提出」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に、「第1項各号」を「第1項」に改め、同条第4項中「第1項各号に掲げる」を「第1項の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
 - (1) 第1条の規定による改正後の名古屋市営住宅条例（以下「新条例」という。）第9条の規定による公営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為
 - (2) 新条例第33条の規定による公営住宅の明渡しを受けるために必要な手続その他の行為
 - (3) 第2条の規定による改正後の名古屋市定住促進住宅条例第8条の規定による定住促進住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為
- 3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の名古屋市営住宅条例第20条第1項第3号ただし書の規定により市長の承認を得た公営住宅の模様替のうち、新条例第20条第1項第3号イの規則で定める模様替に該当することとなるものは、同号イの規則で定める模様替として市長の承認を得たもの

とみなす。

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和元年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第28号

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部
を改正する条例

(名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第1条 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例（昭和59年名古屋
市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第23条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業施行条例（昭和61年名古屋
市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第24条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第3条 名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業施行条例（昭和62年名古屋市

条例第38号)の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第24条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業有松土地地区画整理事業施行条例の一部改正)

第4条 名古屋都市計画事業有松土地地区画整理事業施行条例(平成2年名古屋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第24条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業大高駅前土地地区画整理事業施行条例の一部改正)

第5条 名古屋都市計画事業大高駅前土地地区画整理事業施行条例(平成4年名古屋市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第24条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地地区画整理事業施行条例の一部改正)

第6条 名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地地区画整理事業施行条例(平成12年名古屋市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第16条中「又は第3号」を削る。

第26条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業下之一色南部土地地区画整理事業施行条例の一部改正)

第7条 名古屋都市計画事業下之一色南部土地地区画整理事業施行条例(平成18年名古屋市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

(名古屋都市計画事業小幡駅前第1種市街地再開発事業施行条例の一部改正)

第8条 名古屋都市計画事業小幡駅前第1種市街地再開発事業施行条例(平成5年名古屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第3項」を「第2条の2第4項」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第11条第2号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業施行条例の一部改正)
第9条 名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業施行条例(平成10年名古屋条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第3項」を「第2条の2第4項」に改める。

第7条第1項第3号中「住宅建設計画法(昭和41年法律第100号)第3条に規定する公的資金による住宅」を「住生活基本法(平成18年法律第61号)第2条第2項に規定する公営住宅等」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第11条第2号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第49号

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市営住宅条例施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市営住宅条例施行細則(平成9年名古屋市規則第114号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第9条第1項第1号」を「第9条第1項」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第7条第1項中「第9条第5項」を「第9条第4項」に改める。

第17条第1項中「同項第3号ただし書」を「同項第3号ア若しくはイ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(入居者の利便性の向上に資する模様替)

第17条の2 条例第20条第1項第3号イ及び条例第33条第2項の規則で定める模様替は、次に掲げる模様替とする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第45条第1項に規定する居宅介

護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給を受けて行う模様替その他これに類する模様替

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める模様替
第26条の5中「第6条第1項」を「第6条」に改める。

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表福德荘の項中

「
1号から141号まで」を「
1号から11号まで、13号から28号まで及び30号から141号まで」に改め、同

表元塩荘の項中

「
1号から529号まで」を「
1号から22号まで、24号から32号まで、34号から59号まで、61号、62号、64号から87号まで、89号、91号から95号まで、97号から100号まで、103号から109号まで、111号から134号まで、136号から164号まで、166号から171号まで、173号から187号まで、189号から198号まで、200号から215号まで、217号から224号まで、226号、228号から235号まで、237号から240号」に改める。

まで、242号から270号まで、272号から277号まで、279号から291号まで、293号から328号まで、330号から345号まで、347号から369号まで、371号から388号まで、390号から406号まで、408号から419号まで、421号から436号まで、438号から443号まで及び445号から529号まで

別記第3号様式中

「保証人は、乙に係る家賃その他の債務を保証します。」
を
「また、乙は、明渡しの際に通常要すると認められる畳の表替え、障子及びふすまの張替え、壁の塗替えその他これらに類する修繕に要する費用に関して、入居者の負担であること等の特約に同意する旨の書面を提出します。」

「乙保証人 住所
に改め、 氏名 ④」を削る。

別記第24号様式中 「その他」を「条件」に改める。

別記第29号様式の4中

「保証人は、乙に係る家賃その他の債務を保証します。」

を

「また、乙は、明渡しの際に通常要すると認められる畳の表替え、障子及びふすまの張替え、壁の塗替えその他これらに類する修繕に要する費用に関して、入居者の負担であること等の特約に同意する旨の書面を提出します。」

「乙保証人 住 所
に改め、 氏 名 ④」を削る。

(名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第115号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第8条第1項第1号」を「第8条第1項」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項第1号中「第8条第1項各号」を「第8条第1項」に改める。

別記第3号様式中

「保証人は、乙に係る家賃その他の債務を保証します。」

及び「乙保証人 住 所
氏 名 ④」を削る。

別記第16号様式中「第21条」を「第26条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中名古屋市営住宅条例施行細則別記第24号様式の改正規定及び第2条中名古屋市定住促進住宅条例施行細則別記第16号様式の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、第1条中名古屋市営住宅条例施行細則別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定は令和元年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の名古屋市定住促進住宅条例施行細則の規定に基づいて発行されている身分証票は、同条の規定による改正後の名古屋市定住促進住宅条例施行細則の規定に基づいて発行されたものとみなす。

名古屋市告示第 313 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成28年名古屋市告示第41号の一部を次のように改正します。

令和元年10月15日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

特定非営利活動法人平和のための戦争メモリアルセンター設立準備会	名古屋市名東区よもぎ台二丁目 820 番地
---------------------------------	-----------------------

を

」

「

特定非営利活動法人平和のための戦争メモリアルセンター	名古屋市名東区よもぎ台二丁目 820 番地
----------------------------	-----------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 314号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年10月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社タチ基ケアサービス	訪問看護NEO	名古屋市東区主税町 2丁目24番地	令和元年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ピース	訪問看護ステーション アルク	名古屋市昭和区鶴舞二丁目 1番 14号	令和元年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社N・フィールド	訪問看護ステーション デューン名東	名古屋市名東区明が丘 113番地	令和元年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社テン・メドック	一社訪問看護ステーション	名古屋市名東区高社二丁目80番地	令和元年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト千種	名古屋市千種区 東山通 1丁目34番地	令和元年 10月 1日	訪問介護
株式会社ドリームサポート	訪問介護ステーション ガジュマル	名古屋市千種区 御影町 1丁目12番地	令和元年 10月 1日	訪問介護
株式会社しんせい	伸生訪問介護	名古屋市港区七番町 2丁目 7番地	令和元年 10月 1日	訪問介護
ケンソニック合同会社	ヘルパーステーションあいあい	名古屋市名東区 明が丘22番地の3	令和元年 10月 1日	訪問介護
株式会社いきいきらいふ	サニーガーデン土原	名古屋市天白区 土原五丁目 103番地	令和元年 10月 1日	通所介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社安心福祉の会	デイサービス いずみ	名古屋市中村区 東宿町 3丁目12番地の 3	令和元年 10月 1日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
株式会社安心福祉の会	デイサービス わらく	名古屋市港区八 百島二丁目 805番地	令和元年 10月 1日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対

				応型通所介護
--	--	--	--	--------

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社あい介護センター	あいおいちよ うデイサービスセンター	名古屋市東区相生町 4番地	令和元年 10月 1日	地域密着型通所介護
株式会社ソラスト	デイサービス ソラスト尾頭橋	名古屋市中川区尾頭橋三丁目15番13号	令和元年 10月 1日	地域密着型通所介護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ドリームサポート	居宅介護支援事業所 ガジュマル	名古屋市千種区御影町 1丁目12番地	令和元年 10月 1日	居宅介護支援
合同会社ウィズユーパートナー	居宅介護支援事業所 ちえの和	名古屋市千種区星ヶ丘 2丁目39番地の 6	令和元年 10月 1日	居宅介護支援
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 名古屋第1 居宅介護支援	名古屋市千種区仲田二丁目14番16号	令和元年 10月 1日	居宅介護支援
合同会社あいか	あいかケアプラン	名古屋市北区如意四丁目 162番地	令和元年 10月 1日	居宅介護支援
SOMPOケア	SOMPOケア	名古屋市中村区	令和元年	居宅介護支援

ア株式会社	ア 名古屋第 2 居宅介護 支援	名駅二丁目38番 2号	10月 1日	
合同会社かま 鎌	しろとり ケ アプラン	名古屋市熱田区 白鳥三丁目 6番 23号	令和元年 10月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 315号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年10月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社マザーズ	福祉用具貸与 販売マザーズ	名古屋市西区新 道一丁目 2番 5 号	令和元年 8月13日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
彩龍合同会社	ヘルパーステ ーション 葵	名古屋市西区児 玉一丁目 5番21 号	令和元年 8月15日	訪問介護

株式会社在宅 看護センター 愛	介護サービス てんとうむし	名古屋市北区天 道町 4丁目21番 地	令和元年 8月26日	訪問介護
有限会社あい 介護センター	あいおいちょ うデイサービ スセンター	名古屋市東区相 生町 4番地	令和元年 8月27日	通所介護
エーエスデイ サービス株式 会社	訪問介護セン ター さふら ん中川	名古屋市中川区 中島新町三丁目 2710番地	令和元年 8月27日	訪問介護
エーエスデイ サービス株式 会社	訪問介護セン ター さふら ん守山	名古屋市守山区 森孝一丁目1401 番地	令和元年 8月27日	訪問介護
エーエスデイ サービス株式 会社	訪問介護セン ター さふら ん緑	名古屋市緑区大 将ヶ根二丁目 1043番地	令和元年 8月27日	訪問介護
合資会社洗愁	合資会社洗愁 訪問介護事業 所	名古屋市千種区 西山元町 2丁目 41番地	令和元年 8月29日	訪問介護
株式会社ケア ネット・ジャ パン	らいふさぽー と「遊」	名古屋市千種区 東山通 1丁目34 番地	令和元年 8月30日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ケア ネット・ジャ パン	ケアネットホ ーム白金	名古屋市昭和区 白金一丁目20番 3号	令和元年 8月30日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対

				応型通所介護
--	--	--	--	--------

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
スマイルハート合同会社	Smile Day's	名古屋市名東区 猪子石原一丁目 1408番地	令和元年 8月14日	地域密着型通所介護
有限会社シラカワ	デイサービス センター白川の郷	名古屋市昭和区 石仏町 1丁目 1 番地	令和元年 8月16日	地域密着型通所介護
合同会社六山	まえむき d e デイサービス	名古屋市北区楠 味鋺三丁目 403 番地の 1	令和元年 8月27日	地域密着型通所介護
エーエスデイサービス株式会社	デイサービス さふらん新瑞橋	名古屋市瑞穂区 土市町 2丁目33 番地	令和元年 8月27日	地域密着型通所介護
エーエスデイサービス株式会社	デイサービス さふらん千音寺	名古屋市中川区 新家三丁目1902 番地	令和元年 8月27日	地域密着型通所介護
エーエスデイサービス株式会社	デイサービス さふらん中島	名古屋市中川区 中島新町三丁目 2710番地	令和元年 8月27日	地域密着型通所介護
エーエスデイサービス株式会社	デイサービス さふらん桜本町	名古屋市南区若 草町 4番地	令和元年 8月27日	地域密着型通所介護
エーエスデイサービス株式会社	デイサービス さふらん四軒家	名古屋市守山区 四軒家一丁目 1304番地	令和元年 8月27日	地域密着型通所介護

エーエスデイ サービス株式 会社	デイサービス さふらん鳴海	名古屋市緑区鳴 海町字宿地 193 番地	令和元年 8月27日	地域密着型通所介 護
株式会社ケア ネット・ジャ パン	デイサービス センター歌音	名古屋市中川区 尾頭橋三丁目15 番13号	令和元年 8月30日	地域密着型通所介 護
アルファレオ ライフケア株 式会社	サニーガーデ ン 土原	名古屋市天白区 土原五丁目 103 番地	令和元年 8月30日	地域密着型通所介 護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社アイ ノス	アイノス居宅 介護支援事業 所	名古屋市中川区 荒子町字塔堂屋 敷51番地の12	令和元年 8月26日	居宅介護支援
SOMPOケ ア株式会社	SOMPOケ ア 池下 居 宅介護支援	名古屋市千種区 向陽一丁目 3番 27号	令和元年 8月29日	居宅介護支援
SOMPOケ ア株式会社	SOMPOケ ア 城北 居 宅介護支援	名古屋市北区鳩 岡二丁目11番13 号	令和元年 8月29日	居宅介護支援
SOMPOケ ア株式会社	SOMPOケ ア 上名古屋 居宅介護支 援	名古屋市西区上 名古屋三丁目10 番11号	令和元年 8月29日	居宅介護支援
SOMPOケ ア株式会社	SOMPOケ ア 新瑞東 居宅介護支援	名古屋市瑞穂区 軍水町 3丁目 8 番地	令和元年 8月29日	居宅介護支援

SOMPOケ ア株式会社	SOMPOケ ア 瑞穂公園 居宅介護支 援	名古屋市瑞穂区 弥富通 4丁目58 番地	令和元年 8月29日	居宅介護支援
SOMPOケ ア株式会社	SOMPOケ ア 白鳥南 居宅介護支 援	名古屋市熱田区 六番三丁目15番 22号	令和元年 8月29日	居宅介護支援
SOMPOケ ア株式会社	SOMPOケ ア 植田西 居宅介護支 援	名古屋市天白区 植田西三丁目 1206番地	令和元年 8月29日	居宅介護支援
SOMPOケ ア株式会社	SOMPOケ ア 天白公園 居宅介護支 援	名古屋市天白区 池場四丁目 405 番地の 1	令和元年 8月29日	居宅介護支援
株式会社 清 和	すまいる居宅 介護支援事業 所	名古屋市南区豊 二丁目13番27号	令和元年 8月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 316号

名古屋市東谷山フルーツパーク世界の熱帯果樹温室の無料公開に
ついて

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 4条
第 2項及び名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規
則第59号）第 5条第 2項第 8号の規定により、即位礼正殿の儀に伴う慶祝事業
の実施に伴い、次のとおり名古屋市東谷山フルーツパーク世界の熱帯果樹温室
を無料公開します。

令和元年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 無料公開する期日
令和元年10月22日

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 317号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第40号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和元年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市緑区森の里一丁目96番 1の一部及び96番 3の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 318号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

令和元年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市昭和区御器所一丁目1101番 1の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市昭和区御器所一丁目1101番 1の一部

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 319号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号の一部を次のように改正する。

令和元年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「 | 名古屋市東消防署 | 名古屋市東区泉一丁目 9 番 24 号 | 」を
削る。

附 則

この告示は、令和元年11月 1日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 320 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市光城コミュニティセンター	名古屋市北区水草町 2 丁目60番地の 2 光城学区連絡協議会 会長 大 島 鉦 義
名古屋市吹上コミュニティセンター	名古屋市昭和区吹上町 1 丁目34番地の 2 吹上学区公民協会 会長 田 中 洋 行

2 指定の期間 各施設の供用開始日から令和10年 3 月31日まで

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市告示第 321号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
しょうなん調剤薬局妙音 通店	名古屋市瑞穂区妙音通 2丁目44番地	平成31年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 322号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ジイトップ 名古屋市東区葵一丁目 1番 5号	ゆうゆう倶楽部もとしお 名古屋市南区元塩町 1丁目18番地	令和元年 6月12日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 323号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
高杉内科	名古屋市中川区高杉町 147番地	令和元年 6月20日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
高杉内科	名古屋市中川区高杉町 147番地	令和元年 6月20日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
キョーワ薬局栄生店	名古屋市西区栄生二丁目 7番 5号	令和元年 7月31日
高杉内科	名古屋市中川区高杉町 147番地	令和元年 6月20日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 324号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社イト通テクノロジー
介護事業者の所在地		名古屋市北区光音寺町字野方1906番地の97
介護事業所の名称		ヘルパーステーションりぼっけ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区内山二丁目 6番14号
	新	名古屋市北区光音寺町字野方1906番地の97
変更年月日		平成31年 1月 1日

介護事業者の名称		株式会社日本エルダリーケアサービス
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称		にじのさと北サービスセンター

介護事業所の所在地	名古屋市北区平安一丁目 2番 3号
変 更 年 月 日	平成31年 4月 2日

介護事業者の名称	合同会社BUMP	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中川区中島新町四丁目2607番地
	新	名古屋市中川区一色新町二丁目 401番地
介護事業所の名称	F l a t	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区中島新町四丁目2607番地
	新	名古屋市中川区一色新町二丁目 401番地
変 更 年 月 日	令和元年 5月 1日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称	にじのさと南サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市南区内田橋二丁目20番22号	
変 更 年 月 日	平成31年 4月 2日	

介護事業者の名称	株式会社つくる	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区平針二丁目1812番地	
介護事業所の名称	訪問介護よもぎ台	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区よもぎ台二丁目 812番地
	新	名古屋市名東区よもぎ台一丁目1201番地
変 更 年 月 日	令和元年 6月 1日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称	にじのさと名東サービスセンター	

介護事業所の所在地	名古屋市名東区本郷三丁目 171番地
変更年月日	平成31年 4月 2日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	セキスイオアシス株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市瑞穂区豆田町 3丁目11番地の 2	
介護事業所の名称	訪問看護ステーションオアシスセンター	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目19番地
	新	名古屋市瑞穂区竹田町 3丁目11番地
変更年月日	令和元年 5月13日	

3 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	旧	有限会社マザーズ
	新	株式会社マザーズ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市西区新道一丁目 2番 5号
	新	名古屋市西区那古野一丁目20番30号
介護事業所の名称	居宅介護支援事業所マザーズ	
介護事業所の所在地	名古屋市西区新道一丁目 2番 5号	
変更年月日	平成31年 4月 1日	

介護事業者の名称	株式会社マザーズ	
介護事業者の所在地	名古屋市西区那古野一丁目20番30号	
介護事業所の名称	居宅介護支援事業所マザーズ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区新道一丁目 2番 5号
	新	名古屋市西区那古野一丁目20番30号
変更年月日	令和元年 5月 1日	

介護事業者の名称	特定非営利活動法人あたたかい心
介護事業者の所在地	名古屋市千種区内山一丁目11番16号

介護事業所の名称	旧	あたたかい心
	新	あたたかい心居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市瑞穂区下坂町 1丁目30番地
	新	名古屋市瑞穂区堀田通 8丁目 7番地
変 更 年 月 日	平成31年 2月 1日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称	にじのさと中川	
介護事業所の所在地	名古屋市中川区高畑二丁目 101番地	
変 更 年 月 日	平成31年 4月 2日	

4 介護予防支援事業

介護事業者の名称	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	
介護事業者の所在地	名古屋市北区清水四丁目17番 1号	
介護事業所の名称	名古屋市緑区北部いきいき支援センター	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鹿山二丁目 1番地の 5
	新	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日	

5 地域密着型通所介護

介護事業者の名称	犬飼産業株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区富川町 2丁目 1番地	
介護事業所の名称	旧	元気広場歌里
	新	運動ひろば歌里
介護事業所の所在地	名古屋市西区歌里町 212番地	
変 更 年 月 日	令和元年 6月 1日	

介護事業者の名称	ケアネクスト株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市守山区町南25番 5号	
介護事業所の名称	旧	茶話本舗デイサービス矢田川
	新	デイサービス矢田川
介護事業所の所在地	名古屋市守山区町南25番 5号	
変更年月日	平成29年 1月 1日	

6 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称	にじのさと北サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市北区平安一丁目 2番 3号	
変更年月日	平成31年 4月 2日	

介護事業者の名称	合同会社BUMP	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中川区中島新町四丁目2607番地
	新	名古屋市中川区一色新町二丁目 401番地
介護事業所の名称	F l a t	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区中島新町四丁目2607番地
	新	名古屋市中川区一色新町二丁目 401番地
変更年月日	令和元年 5月 1日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称	にじのさと南サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市南区内田橋二丁目20番22号	
変更年月日	平成31年 4月 2日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称	にじのさと名東サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市名東区本郷三丁目 171番地	
変更年月日	平成31年 4月 2日	

7 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称	にじのさと北サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市北区平安一丁目 2番 3号	
変更年月日	平成31年 4月 2日	

介護事業者の名称	合同会社BUMP	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中川区中島新町四丁目2607番地
	新	名古屋市中川区一色新町二丁目 401番地
介護事業所の名称	F l a t	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区中島新町四丁目2607番地
	新	名古屋市中川区一色新町二丁目 401番地
変更年月日	令和元年 5月 1日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称	にじのさと南サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市南区内田橋二丁目20番22号	
変更年月日	平成31年 4月 2日	

介護事業者の名称	株式会社日本エルダリーケアサービス	
介護事業者の所在地	旧	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
	新	東京都港区芝公園三丁目 4番30号
介護事業所の名称	にじのさと名東サービスセンター	
介護事業所の所在地	名古屋市名東区本郷三丁目 171番地	
変更年月日	平成31年 4月 2日	

8 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称	犬飼産業株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区富川町 2丁目 1番地	
介護事業所の名称	旧	元気広場歌里
	新	運動ひろば歌里
介護事業所の所在地	名古屋市西区歌里町 212番地	
変更年月日	令和元年 6月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 325号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和元年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	休止年月日
坪井調剤薬局乾店	名古屋市中村区乾出町 2丁目24番地	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 326号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり再開の届出がありました。

令和元年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	再開年月日
株式会社マザーズプラス 名古屋市中村区沖田町 288 番地 の 1	ナースステーションプラス 名古屋市中村区沖田町 288 番地 の 1	令和元年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第327号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、令和元年10月18日から供用の開始及び廃止を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和元年10月18日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	敷地の幅員 メートル	
市道	1	吉根太鼓ケ根第1号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の76地先から 名古屋市守山区笹ケ根一丁目1603番の3地先まで	0.596	6.00 ～ 9.03	第1図
	2	吉根太鼓ケ根第2号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の80地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の85地先まで	0.048	6.03	
	3	吉根太鼓ケ根第3号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の35地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の45地先まで	0.243	6.00 ～ 6.04	

4	吉根太鼓ケ根第4号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の50地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の50地先まで	0.146	6.03 ～ 6.04
5	吉根太鼓ケ根第5号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の56地先から 名古屋市守山区鼓が丘一丁目122番の1地先まで	0.243	6.00 ～ 15.65
6	笹ケ根一丁目第1号線	名古屋市守山区笹ケ根一丁目1101番地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の2地先まで	0.080	4.00 ～ 6.00
7	吉根太鼓ケ根第6号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の98地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の125地先まで	0.298	6.00 ～ 6.04
8	吉根太鼓ケ根第7号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の113地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の122地先まで	0.148	6.00
9	吉根太鼓ケ根第8号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の216地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の196地先まで	0.374	6.00 ～ 6.50
10	吉根太鼓ケ根第9号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の180地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の45地先まで	0.330	6.00 ～ 6.55
11	吉根太鼓ケ根第10号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の48地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の50地先まで	0.137	6.00 ～ 6.04
12	吉根太鼓ケ根第11号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の59地先から 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ケ根3211番の61地先まで	0.104	6.00 ～ 6.50

1	作の山町第6号線	名古屋市緑区作の山町80番の102地先から 名古屋市緑区作の山町80番の127地先まで	0.224	6.00	第 2 附 図
2	作の山町第7号線	名古屋市緑区作の山町80番の139地先から 名古屋市緑区作の山町80番の128地先まで	0.106	6.00	
3	作の山町第8号線	名古屋市緑区作の山町80番の166地先から 名古屋市緑区作の山町80番の155地先まで	0.116	6.00	
4	作の山町第9号線	名古屋市緑区作の山町80番の193地先から 名古屋市緑区作の山町80番の83地先まで	0.136	6.00	
5	作の山町第10号線	名古屋市緑区作の山町80番の109地先から 名古屋市緑区作の山町80番の109地先まで	0.011	6.00	
6	作の山町第11号線	名古屋市緑区作の山町80番の119地先から 名古屋市緑区作の山町80番の119地先まで	0.017	6.00	
7	作の山町第12号線	名古屋市緑区作の山町80番の72地先から 名古屋市緑区作の山町80番の83地先まで	0.124	6.00	
1	鳴海尾崎山第10号線	名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番の784地先から 名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番の771地先まで	0.184	6.00	第 3 附 図
1	平針黒石第27号線	名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3582地先から 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3599地先まで	0.049	6.00	第 4 附 図

2	平針黒石第28号線	名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3593地先から 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3466地先まで	0.188	6.00 ～ 8.24	
1	川東山第28号線	名古屋市守山区川東山403番地先から 名古屋市守山区川東山401番地先まで	0.080	5.37 ～ 24.48	第 5 図 附
1	有松三丁山第1号線	名古屋市緑区有松三丁山119番の3地先から 名古屋市緑区有松三丁山113番の1地先まで	0.022	4.00	第 6 図 附
1	船頭場二丁目第3号線	名古屋市港区船頭場二丁目1208番地先から 名古屋市港区船頭場二丁目1107番地先まで	0.150	6.00 ～ 6.50	第 7 図 附

2 路線の一部廃止及び供用廃止

整理符号	路線名	起終点	摘要
ア	小賀須2号線	起点 名古屋市港区小賀須四丁目401番地先 終点 名古屋市港区船頭場二丁目1208番地先	第 8 図 附

3 路線の廃止

整理番号	路線名	起終点	摘要
1	助光第9号線	起点 名古屋市中川区富田町大字助光字大縄場122番の5地先 終点 名古屋市中川区助光三丁目1401番地先	第 9 図 附
1	用水線	起点 名古屋市北区志賀南通2丁目24番の4地先 終点 名古屋市北区志賀南通2丁目24番の3地先	第 10 図 附

4 道路の区域変更及び供用開始

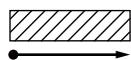
道路 の 種類	整理 符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区 間	変更 の前 後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	有松第10号線	名古屋市緑区有松三丁目329 番の1地先から	前	0.038	平均 2.03	第 6 附 図
			名古屋市緑区有松三丁目114 番地先まで	後	0.038	2.46 ～ 4.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図

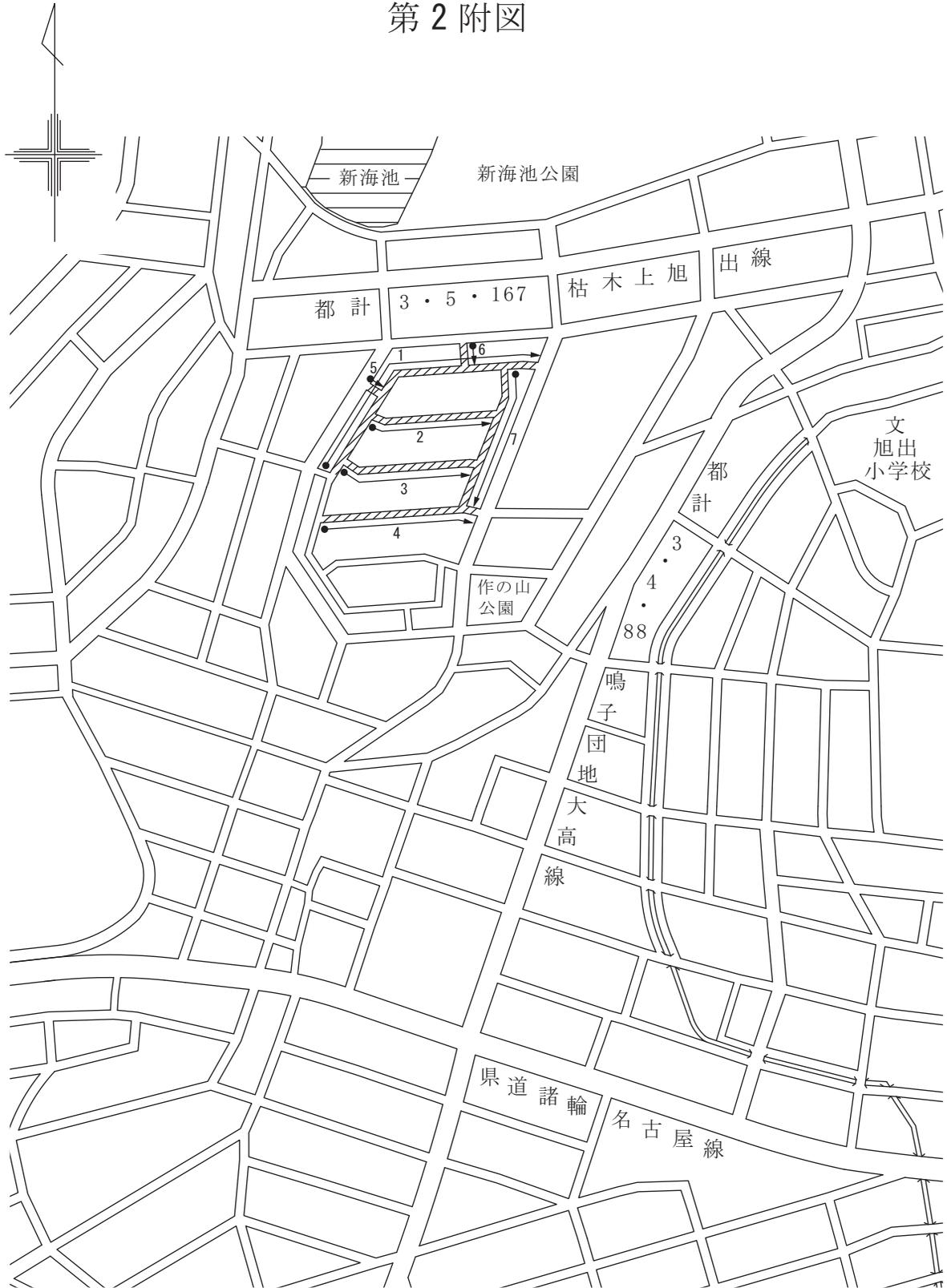


凡 例

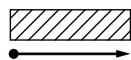


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第2 附図



凡 例

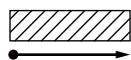


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第3附図

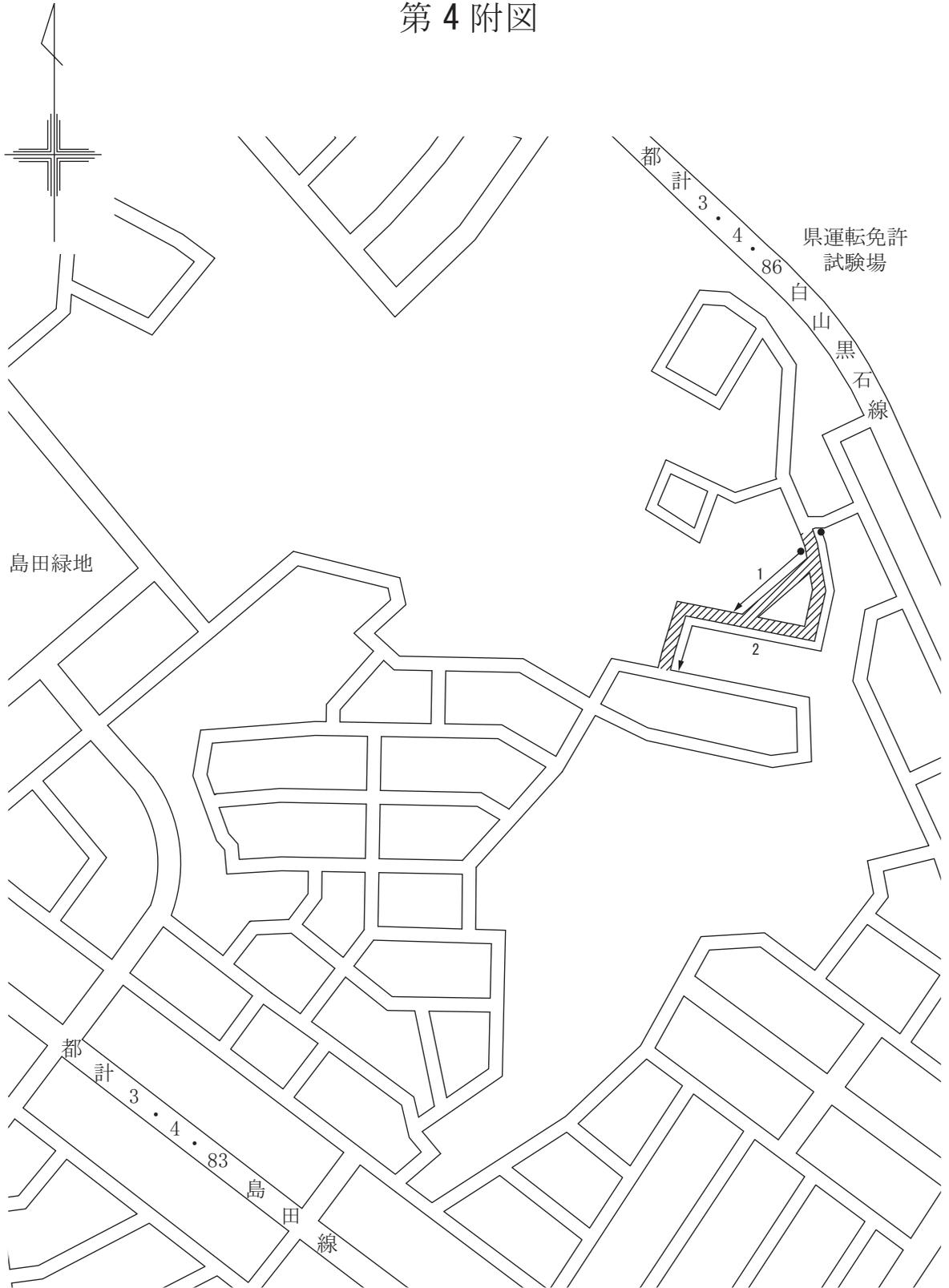


凡例

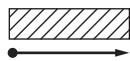


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第4附図



凡例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第 5 附図



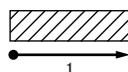
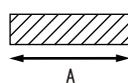
凡 例

-  市道に認定し道路の区域を
-  決定し供用開始する部分

第 6 附図



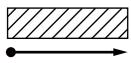
凡 例

- 
市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分
- 
区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第7 附図

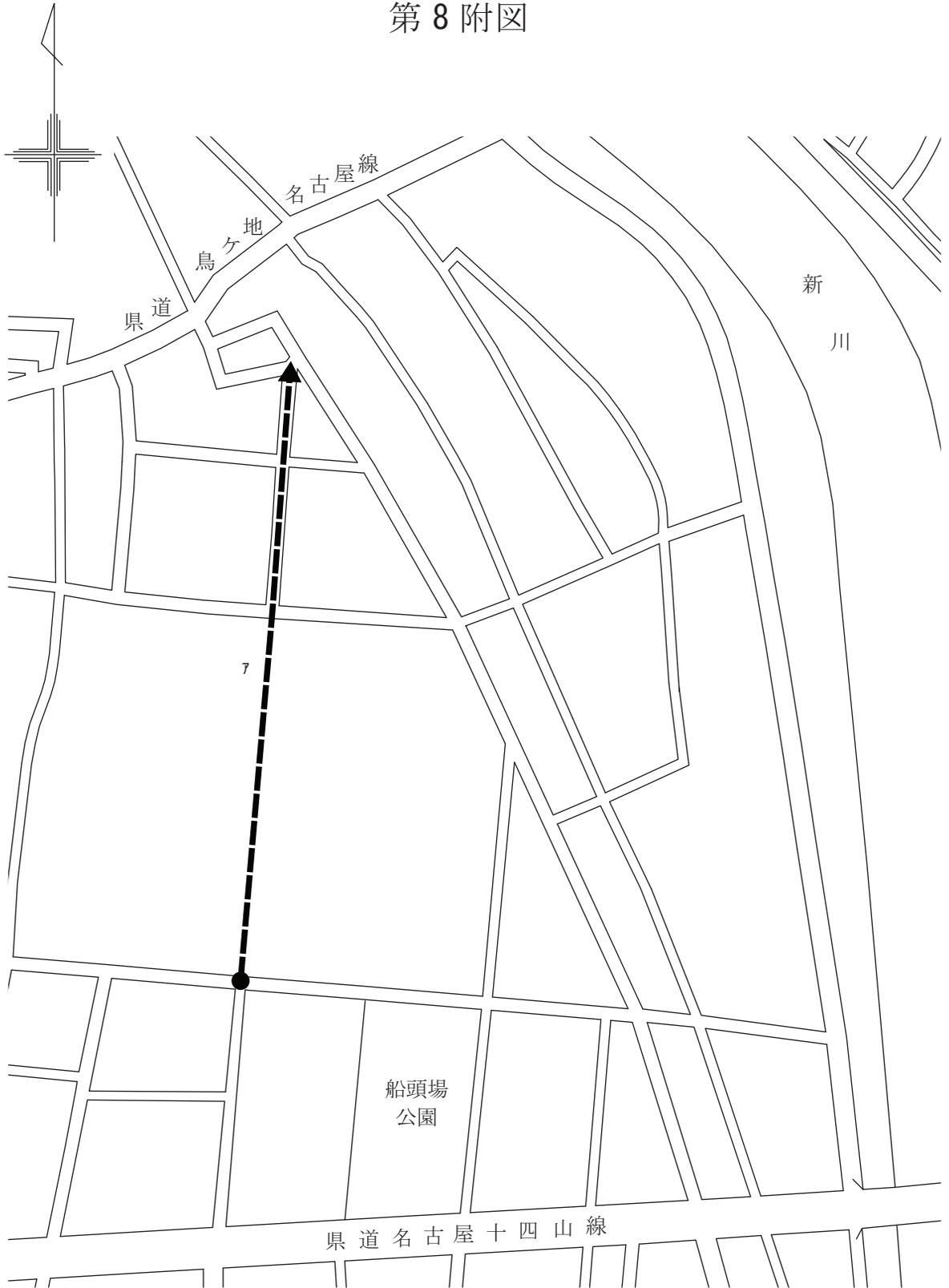


凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

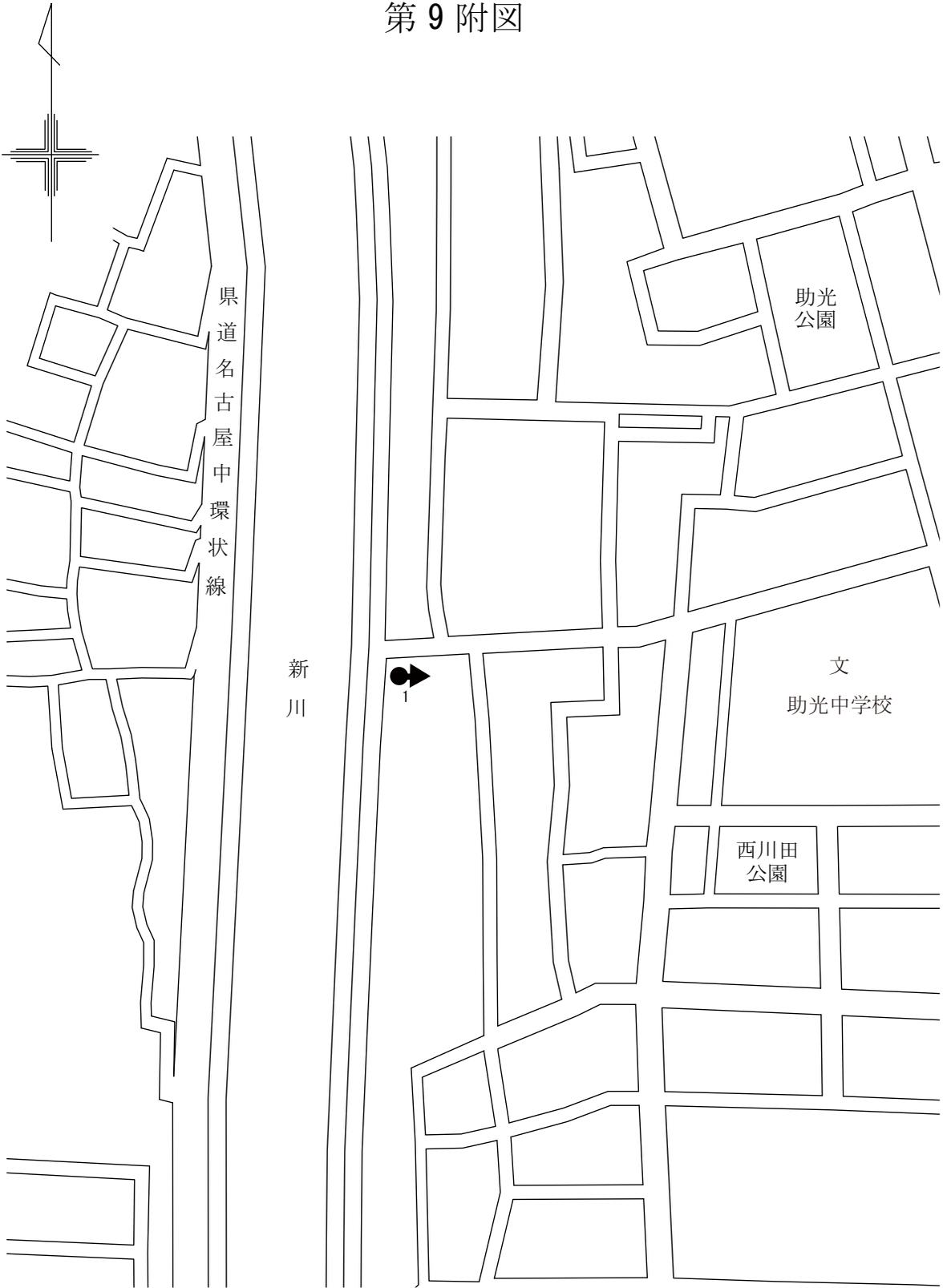
第8附図



凡例

●---→ 一部廃止し供用廃止する部分

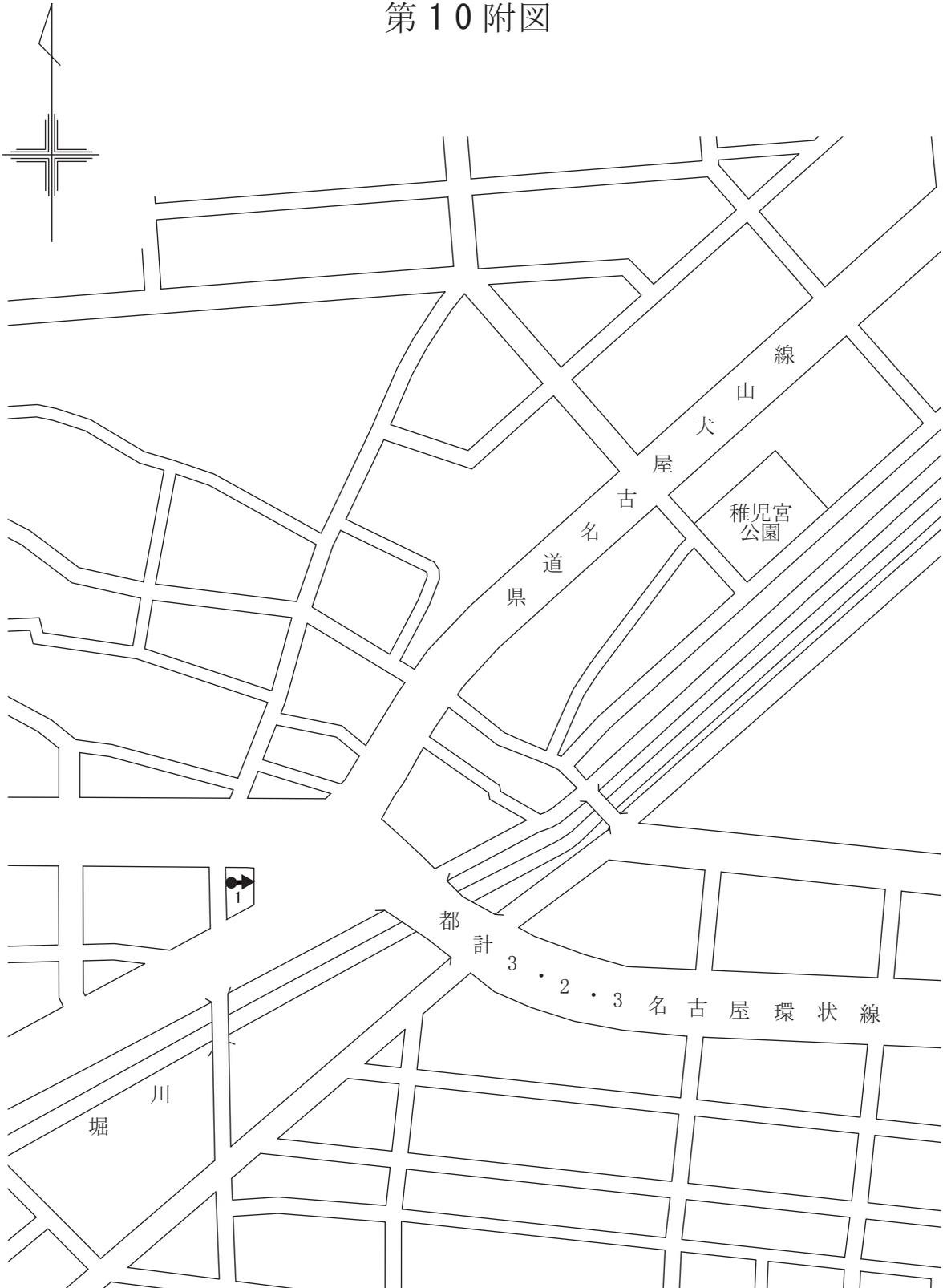
第9 附図



凡例

●→ 廃止する路線

第10 附図



凡例

 廃止する路線

名古屋市告示第 328号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和元年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）
又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「
定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5
号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住
宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日か
ら起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2
の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、その
うち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者と
して住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないも
のでないこと。

(8) 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、
各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和元年 10 月 25 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36
号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と
いう。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和元年 10 月 25 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午
後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和元年 10 月 25 日（金）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日
まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00
分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和元年11月 6日（水）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和元年11月 6日（水）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和元年11月 7日（木）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和元年11月 8日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 94戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 21戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年10月18日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第5号

名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改
正する規則

(名古屋市教育委員会事務局規則の一部改正)

第1条 名古屋市教育委員会事務局規則(昭和32年名古屋市教育委員会規則第
9号)の一部を次のように改正する。

第3条総務部教育環境計画室の項に次の1号を加える。

(10) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関する事。

第9条第3項の表総務部の項中

「

子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃 止に係る計画及び調整に関する事。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推 進に関する事。	3
----------------------	---	---

を

」

子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関する事 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関する事 3 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関する事	3	に
----------------------	---	---	---

改める。

(教育長等専決規則の一部改正)

第2条 教育長等専決規則(昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第13号中「教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員」の次に「、子どもいきいき学校づくり推進審議会委員」を加える。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月18日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

第2条総務部教育環境計画室計画係の項に次の1号を加える。

(10) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

第2条総務部教育環境計画室主査（子どもいきいき学校づくり）(3)の項に次の1号を加える。

(3) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第6号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和元年10月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月16日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和元年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

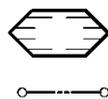
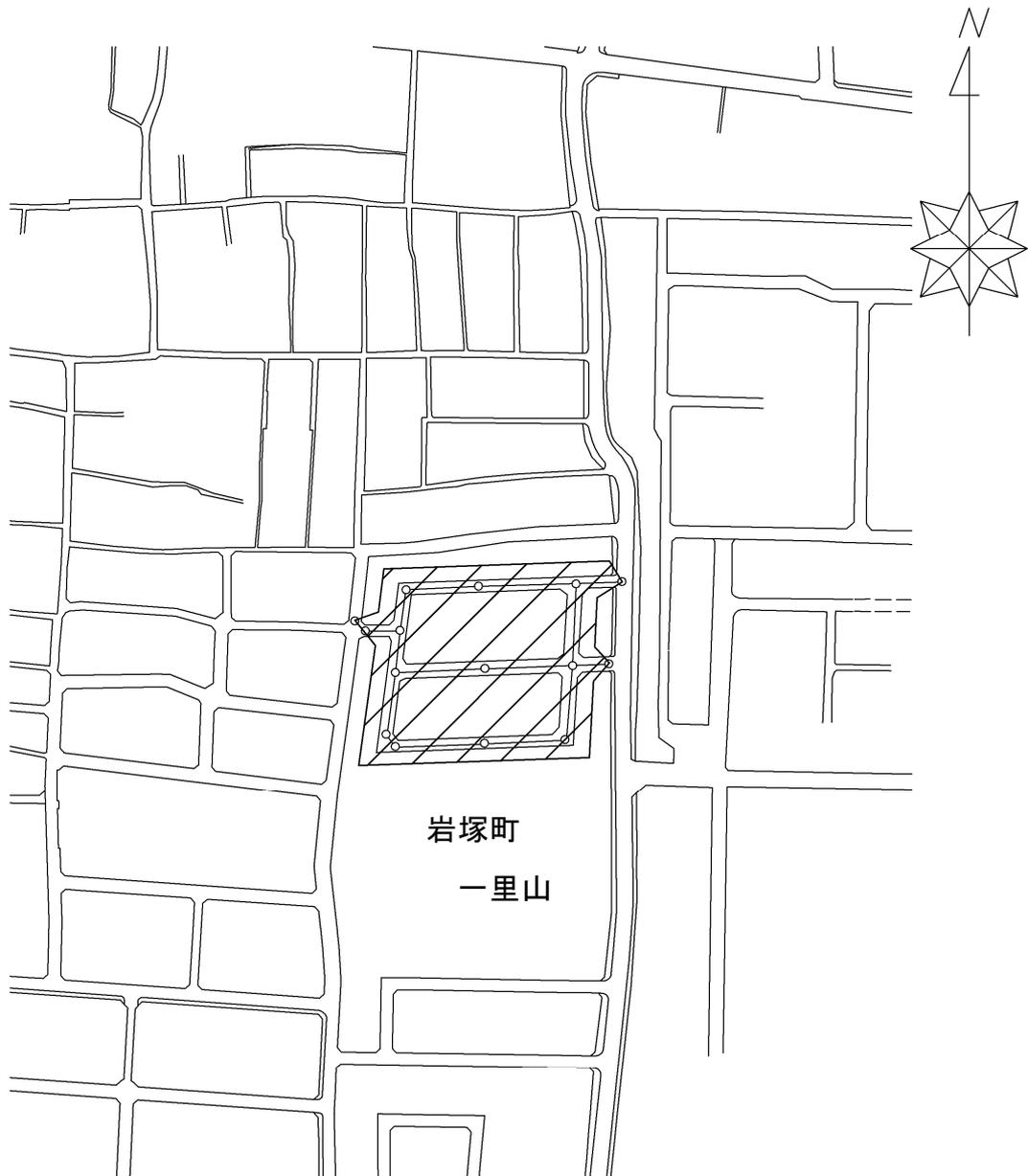
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
中村区	岩塚町	一里山	一部	中村区岩塚町 名古屋市上下水道局 岩塚水処理センター

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中村区
分流式	

排水施設的位置図

中村区（合流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月17日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第17条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、与える日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により与えなければならない日数に満たない場合には、同条の規定により与えなければならない日数を与えるものとする。

第17条の3第3項中「定数内職員等から」を「定数内職員又は名古屋市上下水道局再雇用嘱託員の就業について（平成14年3月29日局長通達）の適用を受ける職員（以下「定数内職員等」という。）から」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス下志段味店

名古屋市守山区大字吉根字日ノ後 603番 ほか 2筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	変更なし	代表取締役 横山 英昭	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	変更なし	代表取締役 横山 英昭	変更なし

3 変更の日

平成30年 6月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 8月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年10月15日から令和 2年 2月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 2月17日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス瀬古店

名古屋市守山区瀬古一丁目 813番 2 ほか 7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	変更なし	代表取締役 横山 英昭	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	変更なし	代表取締役 横山 英昭	変更なし

3 変更の日

平成30年 6月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 8月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年10月15日から令和 2年 2月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 2月17日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス道德橋店

名古屋市南区豊田五丁目1209番 6 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	変更なし	代表取締役 横山 英昭	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	変更なし	代表取締役 横山 英昭	変更なし

3 変更の日

平成30年 6月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 8月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年10月15日から令和 2年 2月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 2月17日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

令和元年度名古屋市職員第1類採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和元年10月15日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫



令和元年度

名古屋市職員採用試験案内（第1類[22～30歳]）【追加募集：土木・電気】

令和元年10月15日

名古屋市人事委員会

- 申込期間：令和元年10月17日（木）から11月17日（日）までの
本登録完了分有効
- 採用予定日：令和2年4月1日

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的
に行動できる人材を求めています。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員※1	主な職務内容※2
技術	土木	15名程度	本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の 企画・計画・設計、都市計画、電気設備の保守管理、バス・地下 鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など
	電気	10名程度	

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

2 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

次のいずれかに該当する方

- ・ 平成元年(1989年)4月2日から平成10年(1998年)4月1日までに生まれた方
- ・ 平成10年(1998年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和2年(2020年)3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の嘱託員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できません。

<その他>

- ・ 日本国籍を有しない方については、受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。（P5「7(3)イ」及びP7「13(1)」参照）
- ・ 令和元年6月23日に実施した本市採用試験の受験者も、申込みできます。

3 試験の日程等 (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

試験の流れ	日程
受験申込	10月17日(木)～11月17日(日) ※本登録まで完了させてください。(P4 5 申込手続き参照)
受験票発送	11月25日(月)
第1次試験	12月1日(日) 開場 午前8時45分 着席 午前9時00分 終了予定 午後4時30分頃 <昼休憩あり> 試験会場は、名古屋市の中土木事務所ビルの予定です。(P8 参照) 第1次試験科目は、3ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	12月9日(月)
第2次試験(口述試験)	12月16日(月)又は17日(火)
最終合格者発表	12月25日(水)

<注意事項>

- それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を名古屋市公式ウェブサイト(以下、市ウェブサイトといいます。)に掲載しますので、必ずご確認ください。電話による日程や合否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で12月12日(木)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 口述試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

<第1次試験合格者決定方法>

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

<最終合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する問題 (択一式40問)	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験 (択一式30問) (各試験区分における出題分野等は【別表】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接	1800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《12月1日(日)実施》	600点

【別表】第1次試験専門試験の出題分野 [必須解答]

試験区分	出題分野
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、7ページ「13 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いいたします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	<p>インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。 	
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/)にアクセスし、「令和元年度名古屋市職員第1類採用試験を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。 	
申込期間	<p>10月17日(木)から11月17日(日)までに本登録が完了したもののみを有効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。 	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 10/17～ 11/17	①仮登録手続き	<p>入力フォームに従って入力し、仮登録してください。</p> <p>※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。</p>
	②電子メール受信	<p>仮登録完了の電子メールが届きます。</p> <p>登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。</p> <p>※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。</p>
	③本登録手続き	<p>入力内容を確認し、本登録をしてください。</p>
	④電子メール受信	<p>本登録完了の電子メールがおよそ10分で届きます。</p>
受験票等の 交付 11/25～	<p>受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名</p>	<p>11月25日(月)以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。(受験票はPDFファイルとして発行します。)</p> <p>11月28日(木)までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。</p>
第1次試験 12/1	<p>受験票及び 写真票兼承諾書を 提示</p>	<p>写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。</p>

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - イ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和2年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日まで(ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで) { ・ 9:00~12:00 ・ 13:00~17:00 (土・日・祝日・振替休日を除く。)	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書(写真のあるもの) (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注)・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください)。

9 主な勤務条件

(平成31年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

211,025円

- (注)・ 上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 令和元年度6月実施試験の実施結果

試験区分	受験者数 (人)	合格者数 (人)	倍率 (倍)
土木	46	23	2.0
電気	35	11	3.2

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 11月8日（金）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 11月17日（日）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類採用試験申込書（〇〇（試験区分）請求」（朱書き）

（例）「第1類採用試験申込書（土木）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料374円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(4) 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

【名古屋市中土木事務所ビル】 名古屋市中区千代田一丁目5番8号

- ・ 受験会場は受験票でお知らせします。必ず各自の受験票で確認してください。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

<情報コーナー>

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！

フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和元年10月17日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和元年10月21日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第72号議案 農業振興地域整備計画の基礎調査に基づく見直しについて

第73号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第74号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第75号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第76号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第77号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第78号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第79号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第80号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第81号議案 農用地利用配分計画案に関する意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を令和元年10月18日懲戒処分に付した。

令和元年10月18日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	停職2月	地方公務員法第29条第1項 第1号及び第3号